杉並区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第10条の規則で定める基準 を定める規則

> 平成27年3月31日 規則第42号

杉並区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年杉並区条例第31号) 第10条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。
- (2) 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上であること。
- (3) 専用区画並びに第1号の設備及び備品等(次号において「専用区画等」という。)は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら放課後児童健全育成事業の用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- (4) 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものであること。 附 則
- この規則は、平成27年4月1日から施行する。